

旭川医科大学病院における医療機器安全管理責任者に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年3月29日病院長裁定)

旭川医科大学病院における医療機器安全管理責任者に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院における医療機器安全管理責任者に関する要項（令和2年6月8日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(医療機器安全管理責任者)</p> <p>第2条 病院に、医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第5項から第8項に規定するものをいう。以下同じ。)の安全使用のため、医療機器安全管理責任者を置く。</p> <p>2 医療機器安全管理責任者は、医療機器に関する十分な経験及び知識を有する常勤職員のもので、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有するものうちから病院長が任命する。</p> <p>3 医療機器安全管理責任者は、旭川医科大学病院<u>医療安全管理委員会</u>及び医療安全管理部との連携の下に、第3に規定する業務を行う</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和6年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(医療機器安全管理責任者)</p> <p>第2条 病院に、医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第5項から第8項に規定するものをいう。以下同じ。)の安全使用のため、医療機器安全管理責任者を置く。</p> <p>2 医療機器安全管理責任者は、医療機器に関する十分な経験及び知識を有する常勤職員のもので、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有するものうちから病院長が任命する。</p> <p>3 医療機器安全管理責任者は、旭川医科大学病院<u>医療事故防止対策委員会</u>及び医療安全管理部との連携の下に、第3に規定する業務を行う。</p> <p>(略)</p>

**【改正理由】**

医療事故防止対策委員会から医療安全管理委員会へ委員会名称が変更になることに伴い、所要の改正を行うものである。